

計算書類に対する注記(法人全体用)

法人名:社会福祉法人 愛和会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

- ①建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、ソフト資産 — 定額法
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては現行の定額法によっている。
- ②リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(2)引当金の計上基準

・退職給付引当金

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。
職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を退職給付引当金として計上している。

3. 重要な会計方針の変更

当法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する見込額を「賞与引当金」として計上するものとする。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2)事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4)収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5)各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ①特別養護老人ホーム愛和荘拠点区分
- ア 法人本部
- イ 特別養護老人ホーム愛和荘サービス区分
- ウ 愛和荘短期入所生活介護サービス区分
- エ やすらぎの丘デイサービス(通所介護)センターサービス区分
- オ グループホーム愛(認知症対応型共同生活介護)サービス区分
- カ 愛和荘居宅介護支援センターサービス区分
- キ のぞみの家(高齢者生活支援センター居住部門)サービス区分
- ク 生活支援サポーターサービス区分
- ②特別養護老人ホーム愛和荘ユニット拠点区分
特別養護老人ホーム愛和荘ユニットサービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	414,172,178	0	22,163,411	392,008,767
土地	9,229,416	0	0	9,229,416
合計	423,401,594	0	22,163,411	401,238,183

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産
特記事項なし

9. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	798,112,802	406,404,035	392,008,767
土地(基本財産)	9,229,416	0	9,229,416
建物	1,337,200	226,858	1,110,342
構築物	3,016,860	2,058,952	957,908
機械及び装置	192,375,516	146,629,402	45,746,114
車輛運搬具	13,816,366	13,808,025	8,341
器具及び備品	72,956,520	61,709,604	11,246,916
有形リース資産	39,137,760	36,655,920	2,481,840
無形固定資産	6,236,625	2,130,366	4,106,259
合計	1,136,519,065	669,623,162	466,895,903

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項